

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項を次のように改める。

四			一 当該出納員の所属する課の所掌に属する県税外収入に係る現金の出納及び保管
教育委員会事務局管理 部文化財課	文化財保護係長	課長代理	
教育委員会事務局教 育部義務教育指導課	企画調整係長	課長代理	
教育委員会事務局教 育部高校教育指導課	企画調整係長	課長代理	

別表第一中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項を六の項とし、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、同表の十一の項委任事務の欄中「呉支所経理課」を「呉支所総務課」に改め、同表中十一の項を十の項とし、十二の項を十一の項とし、同表の十三の項委任事務の欄中「経理課」を「総務課」に改め、同表中十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とし、十五の項を十四の項とし、十六の項を十五の項とし、十七の項を十六の項とし、同表の十八の項中

広島県広島港湾振興 事務所	総務課長	次長
広島県広島ヘリポー ト管理事務所	参事	

を

広島県広島港湾振興 事務所	総務課長	次長
------------------	------	----

に、

広島県立図書館	総務課長	副館長
広島県立歴史博物館	総務課長	副館長

を

広島県立図書館	総務課長	副館長
---------	------	-----

に改め、同表中十八の項を十七の項

とし、同項の次に次のように加える。

十八 広島県立歴史博物館	総務課長	副館長	一 当該出納員の所属する癖の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）のうち、総務課の分掌事務に係るもの
--------------	------	-----	--

別表第二の三の項中

農林水産局森林保全課	農林水産局森林保全課	農林水産局森林保全課
課長	課長	課長

を

のように改める。

に改め、同表の八の項から十一の項までを次

八	健康福祉局子育て・少子化対策課 健康福祉局こども家庭課 健康福祉局被爆者支援課 土木建築局道路河川管理課 土木建築局都市計画課	課長 課長 課長 課長 課長	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する県税外収入に係る現金、歳入歳出外現金又は納付若しくは納入の委託若しくは差押えに係る有価証券の出納及び保管
九	健康福祉局医療介護人材課 健康福祉局障害者支援課 商工労働局イノベーション推進チーム 商工労働局経営革新課	課長 課長 担当監 課長	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する医薬品に係る物品の出納及び保管
十	健康福祉局薬務課	課長	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する事務に係る現金及び有価証券の出納及び保管
十一	健康福祉局地域福祉課	課長	二 災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく災害救助基金に属する動産の出納及び保管

別表第二の十二の項中

土木局空港振興課	土木局住宅課
----------	--------

を

土木建築局空港振興課	土木建築局住宅課
------------	----------

に改め、同表の十四の項中

土木局港湾振興課

を

土木建築局港湾振興課

に改め、同表の二十の項を同表の二十一の項とし、同表

の十九の項中

労働委員会事務局	課長、主任労働 監及び労働監
----------	-------------------

を

危機管理監	減災対策推進担 当課長
土木局	土砂法指定推進 担当課長
労働委員会事務局	課長、主任労働 監及び労働監

に改め、同項を同表の二十の項とし、同表の

十八の項中

総務局経営企画チーム

政策監

を

総務局経営企画チーム	政策監
商工労働局イノベーション 推進チーム	担当課長

に改め、同項を同表の十九の項とし、同項の

前に次のように加える。

十八 広島県立歴史博物館	頼山陽史跡資料館 の庶務事務を担当 する者で上席のも の職	一 当該出納員の所属する解の会計事務 （法第七十条第二項第二号及び第七 号に規定する会計事務を除く。）のう ち、頼山陽史跡資料館の分掌事務に係 るもの
--------------	--	---

別表第三に次のように加える。

七 広島県立歴史博物館頼 山陽史跡資料館	広島県立歴史博 物館出納員	頼山陽史跡資料 館の事務を担当 する者で上席の ものの職	一 広島県立歴史博物館頼山陽史 跡資料館で収納する県税外収入 に係る現金の収納及び保管 二 当該分任出納員の所属する館 の所掌に属する物品の収納及び 保管
-------------------------	------------------	---------------------------------------	--

別表第四の四の項中

健康福祉局こども家庭課	健康福祉局こども家庭課出 納員	健康福祉局こども家庭課出 納員
健康福祉局被爆者支援課	健康福祉局被爆者支援課出 納員	健康福祉局被爆者支援課出 納員
健康福祉局健康対策課	健康福祉局健康対策課出納 員	健康福祉局健康対策課出納 員
土木局道路河川管理課	土木局道路河川管理課出納 員	土木局道路河川管理課出納 員
土木局港湾振興課	土木局港湾振興課出納員	土木局港湾振興課出納員
土木局都市計画課	土木局都市計画課出納員	土木局都市計画課出納員

を

健康福祉局子育て・少子化 対策課	健康福祉局子育て・少子化 対策課出納員	健康福祉局子育て・少子化 対策課出納員
健康福祉局こども家庭課	健康福祉局こども家庭課出 納員	健康福祉局こども家庭課出 納員

健康福祉局被爆者支援課	健康福祉局被爆者支援課出納員
土木建築局道路河川管理課	土木建築局道路河川管理課出納員
土木建築局港湾振興課	土木建築局港湾振興課出納員
土木建築局都市計画課	土木建築局都市計画課出納員

に改め、同表の五の項中

健康福祉局医務課	健康福祉局医務課出納員
健康福祉局医療政策課	健康福祉局医療政策課出納員
健康福祉局地域福祉課	健康福祉局地域福祉課出納員
健康福祉局障害者支援課	健康福祉局障害者支援課出納員
商工労働局産業政策課	商工労働局産業政策課出納員
土木局住宅課	土木局住宅課出納員

を

健康福祉局医療介護人材課	健康福祉局医療介護人材課出納員
健康福祉局地域福祉課	健康福祉局地域福祉課出納員
健康福祉局障害者支援課	健康福祉局障害者支援課出納員
商工労働局イノベーション推進チーム	商工労働局イノベーション推進チーム出納員
土木建築局住宅課	土木建築局住宅課出納員

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。